**通所介護で認められる範囲について**

指導事例

① 桜が満開だったので気分転換に花見に出かけ、通所介護サービスとして報酬算定していた。

② 通所介護のサービス提供として、機能訓練目的ではない、ショッピングセンターでの買い物やレストランで外食をしていた。

③ 慰安のためのマッサージを提供し、通所介護サービスとして報酬算定していた。

１ 屋外でのサービス提供

（１）屋外サービスの要件

⇒ 通所介護は**事業所内でのサービス提供を基本**としますが、次の要件を備える場合に限

り屋外でのサービス提供が可能です。

【要件】（次の要件を満たす必要があります）

・ケアプランに機能訓練が位置付けられていること

・あらかじめ通所介護計画に位置付けられていること

・効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

※ 機能訓練が目的ではなく、単に気分転換を目的としたものや娯楽を目的としたものは、通所サービスの対象とならず、報酬算定ができません。

※ 近隣の公園等への散歩等が想定されるものであり、遠方への外出や長期間の外出は、通所介護における屋外サービスには含まれません。

（２）屋外サービス提供時の職員配置

⇒ 事業所内に残るグループと外出するグループに分かれる場合、

・事業所内グループ：事業所に残る利用者の数に応じた基準上必要な職員を配置

・外出グループ：外出する利用者の人数を勘案し、安全面に配慮した適当数の職員

を配置

２ 理美容サービス（保険外サービス）について

◆ 理美容サービスの位置づけ

⇒ 理美容サービスは通所サービスに含まれませんが、通所サービスとは別に利用者の自

己負担により理美容サービスを提供することは可能です。

ただし、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所サービスの提供プログラム等に影響しないよう配慮が必要です。

なお、通所サービスとの区分が明確であれば理美容サービスの提供は必ずしも通所サービスの開始前又は終了後に限るものではありませんが、この場合、

・通所サービスとそれ以外のサービスの区分が明確になされた通所介護計画について、

利用者本人（又はその家族）に対する説明と同意を得ていること

・通所サービスの利用料（本人負担分）とは別に費用請求が行われていること

が必要です。

通所介護サービスの提供時間には理美容サービスに要した時間は含まれません。した

がって、サービス提供時間中に行う場合は、理美容サービスの時間を除いた通所介護の

サービス提供時間に応じた区分にて報酬請求を行うこととなります。

また、理美容に要した時間を、サービス提供記録に記載してください。

３ マッサージについて

◆ マッサージの位置づけ

⇒ 通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りそ

の居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必

要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う こととされています。

機能訓練の一環としてその効果が見込まれるマッサージの提供は可能ですが、単なる

慰安や治療を目的としたマッサージを通所介護の内容とすることは適当ではありません。

※ 美顔マッサージ、ネイルアート(利用者自身が行う場合を除く)、アロママッサージは

通所介護の内容とすることは通常想定されません。

４ サービス提供時間中の医行為について

利用者及びその家族の同意を得た上で、看護師等の資格を持つ職員が医師の指示の下に行う医行為については、通所サービスを提供する上で、必然的に生じる範囲 において可能です。

（例 入浴後の褥そうのガーゼ交換、経管栄養、インシュリン注射など）

・ 看護師の資格を有する者であっても医師の指示なく医行為を行うことはできません

ので、必ず指示を受け、指示内容を確認するようにしてください。

・ 通所サービスを提供する上で必然的に生じる範囲を超えた医療的処置等を行うこと

はできません。

・ 通所介護事業所の介護職員が医行為を行うことはできません。